大阪狭山市に転入された方へ

下記に該当する方は、手続きが必要です。また、下記以外にも手続きが必要な場合がありますので、担当窓口でご確認ください。

主な手続き	手続きが必要な方、手続き方法	担当窓口
マイナンバーカード	・マイナンバーカード(個人番号カード)をお持ちの方。	
┃ (個人番号カード) ┃ 住民基本台帳カード	・住民基本台帳カードをお持ちの方。	市民窓ログループ
工以至于11以7	住所変更及び継続利用の手続きが必要です。(暗証番号の入力が必要です。)	(階 番窓口)
外国人住民	・在留カードまたは特別永住者証明書をお持ちの方。	☎072-349-9480 ☎072-349-9481
	住所変更の手続きが必要です。	M 072 347 7401
本人通知制度	代理人または第三者に住民票の写しなどを交付した場合に、交付の事実をお知らせする制度です。希望される場合は、事前登録が必要です。	
国民健康保険	・国民健康保険に加入される方。	
国民年金	・海外から転入された方で国民年金に加入される方。	
後期高齢者医療保険	・75歳以上のすべての方。 ・65歳から74歳の方で、申請により広域連合が一定の障がいがあると認めた方。	保険年金グループ (1階2番窓口)
子ども医療	18歳に達する日以降の最初の3月3 日までの子。	国民健康保険 賦課·収納担当 ☎072-349-9470
	ひとり親家庭(「児童と母」、「児童と父」、「児童と養育者」の家庭又はこれらに準ずる家庭)で下記	給付担当 ☎072-349-947Ⅰ
g. 1. 11 40 44 4 4-	のいずれかに該当される方。(所得制限があります。)	
ひとり親家庭医療	1.18歳に達する日以降の最初の3月31日までの子。 2.1の子を監護する父または母。	国民年金担当 ☎ 072-349-9473
	2.100子を監護する養育者。	№ 012-347-7413
 	下記のいずれかに該当される方。(所得制限があります。)	後期高齢者・医療担当
	・身体障がい者手帳(1級・2級)をお持ちの方。	☎ 072-349-9472
	・療育手帳(重度)をお持ちの方。	
重度障がい者医療	・身体障がい者手帳と療育手帳(中度)の両方をお持ちの方。	
	・精神障がい者保健福祉手帳 級をお持ちの方。	
	▼・特定医療費(指定難病)特定疾患医療受給者証所持者で、障がい年金(または特別児童扶養 「手当)」と級に該当される方。	
	, '	こども家庭支援グループ
特別児童扶養手当	・手当に該当される方。	(1階12番窓口)
介護保険	・65歳以上の方。 ・40歳から64歳までの方で、前住所地において介護保険要介護・要支援認定の申請中または 認定を受けている方。 (前住所地において要介護(要支援)認定の申請中または認定を受けている方で「受給資格証明 書」の発行がされている方は、申請手続き等に必要ですので「受給資格証明書」を持参してください。)	高齢者福祉グループ (1階3番窓口) ☎ 072-349-9416
幼稚園	前住所地において幼稚園・保育所・認定こども園等に通われていたお子様のいる方は、転入園等	
保育所 認定こども園等	の手続きが必要です。	こども育成グループ
放課後児童会	前住所地において放課後児童会に通われていた児童のいる方は入会等の手続きが必要です。	(階 番窓口)
		_
公立小中学校	「転・編入学通知書」を発行しますので、「在学証明書」と「教科書給与証明書」を添えて、指定された学校へ提出してください。また、就学援助制度を申請される場合は、前市からの所得証明書(世帯全員分)を提出するもしくは、世帯全員分のマイナンバーカードを持参の上窓口での手続きが必要です。	教育指導グループ (3階37番窓口)
da 11 may 12 - 4 1		福祉政策グループ (1階6番窓口)
タ体障がい者手帳 と		身体障がい者手帳担当
療育手帳	手帳に記載されている住所の変更等の手続きが必要です。	☎072-349-9407 療育手帳担当
转进時45八本/D (4) 20 71 で 15		療育子帳担ヨ ☎072-349-9408
精神障がい者保健福祉手帳		精神障がい者保健福祉手帳担当 ☎ 072-349-9409
	・原動機付自転車等(ミニバイク)の所有者。	
原動機付自転車等	以前に登録していた市区町村発行の廃車申告済証(再登録用)、又は市区町村発行の原動機	税務グループ
(ミニバイク)の登録	付自転車登録申告済証、及び市区町村が交付したナンバープレート並びに本人確認書類を持参し、ナンバープレートの交付申請手続きをしてください。(代理人が届出する場合は委任状が必要	(1階4番窓口) ☎072-349-9402
	です。)	
飼い犬登録	鑑札を持参し、犬の登録事項の変更手続きをしてください。	生活環境グループ 階 4番窓口
水道の開栓	■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■	【大阪広域水道企業団大阪狭山水道センター】 お客様センター (1階10番窓口) ☎072-349-9476 または企業団ウェブページ
ツーになってので	┃ 舌番号は、072-366-0011(代表)です。担当窓口の欄に記載の☎直通電話もご利	m / 1 × 1 · ·

※大阪狭山市役所の電話番号は、072-366-00ⅠⅠ(代表)です。担当窓口の欄に記載の☎直通電話もご利用ください。

◇ニュータウン連絡所(コミュニティーセンター内)の主な取扱い業務

- ○住民異動届(転入、転居、世帯変更など。転出届は除く)の受付
- ただし、届出に伴う国民健康保険、医療、児童手当、小・中学校などの手続きは、できません。市役所の担当グループで手続きしてください。
- ○住民票の写し等、戸籍の証明等、印鑑登録証明書(印鑑の登録と廃止)、税に関する証明書
- ○本人通知制度の事前登録